

知財活用支援事業大学等知財基盤強化支援（権利化支援）
ご利用者各位

国立研究開発法人科学技術振興機構
知的財産マネジメント推進部

権利化支援における新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ（改訂）

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が未だ猛威を振るう中、知財活用支援事業大学等知財基盤強化支援（権利化支援）におきましても、めまぐるしく変化する状況に柔軟に対応すると共に、大学等の知財マネジメント力強化、技術移転活動の継続を目的として、様々な観点からの支援を行っていく所存です。

今後につきましては、先般ご通知しました「権利化支援における新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ」（R02 科知財第 086-5 号）を改訂し、下記及び別紙の通り、当面の対応をさせていただきます。

何卒ご理解ご協力を賜りましたら幸いです。

記

- ・ 申請要件の変更
引き続き、発明概要、出願書類一式、先行文献以外の申請添付書類の後日送付を承ります。
指定国移行支援申請書類のうち「技術移転が認められる傍証」について、新たに「技術移転予定先企業との秘密保持契約書」を追加します。
- ・ 発明ヒアリングの実施
引き続き、オンラインでのヒアリングにご協力ください。緊急事態宣言が解除されましたら、ご希望される案件から順次、訪問でのヒアリングを再開します。
- ・ 知的財産審査委員会への参加
引き続き、オンラインでご参加ください。
- ・ 支援費の請求期限
COVID-19 の影響による手続遅延により、請求期限の延長を希望される案件がある場合はご相談ください。

以上

(別紙)

1. 権利化支援の申請期限及び申請要件

引き続き、一部資料の期限後提出を受け付けます。

1-1. PCT 段階、指定国移行段階のいずれにおいても、まずは、当初の申請期日までに電子申請をお願いします。申請に添付する書面によっては申請時点では作成が困難なものもあろうかと思えますので、少なくとも以下の3点の書類を含めた上で、電子公募システムの「特記事項」欄に、「COVID-19の影響により、他の資料は後日の送付となる」旨をご記載ください。

- 1) 申請添付様式 1 発明概要
- 2) 基礎出願（指定国以降の場合は PCT 出願）の出願書類一式
※令和3年度申請書類一覧の2あるいは3-1
- 3) 入手済みの先行文献
※令和3年度申請書類一覧の4

1-2. 申請時点で揃わなかった書面については、委員会参加の登録期限（委員会日の概ね5週間前）までに、JST 知的財産審査委員会事務局へ Prime Drive 経由にてご提出ください。

企業への技術移転活動や特許庁における国際調査、国際予備審査の結果の発行の遅延又それらを踏まえた出願を担当する弁理士との協議において、COVID-19の影響が生じている場合があるかと存じます。一方で、これらの資料は事前の書面査読、委員会での議論で必要となる情報であり、資料が揃わない状態での審議は難しいとも判断しています。

このため、申請時に揃わなかった資料についても、委員会参加の登録期限（委員会日の概ね5週間前）までにご提出をお願いします。

技術移転予定先企業との秘密保持契約書を「技術移転が認められる傍証」として追加します。

COVID-19の影響によりライセンス等契約交渉に遅れが発生している場合には、契約交渉中に技術移転予定先企業と結んでいる秘密保持契約書を「技術移転が認められる傍証」として認めます。ただし、TLO等との技術移転活動の委託に関するものは対象外となります。

2. 発明ヒアリング

引き続き、オンライン会議やメールを活用したヒアリングへのご協力をお願いします。大学等施設へ訪問してのヒアリングは、緊急事態宣言が解除されましたら、順次再開します。訪問を希望される場合は、JST 担当調査員までご確認ください。

JST 担当調査員が事務所から移動することによる万一のウイルスの持ち込み・拡散を抑止するため、引き続き Skype 等を利用したオンライン会議やメールベースのヒアリングへのご協力をお願いします。

オンライン会議は、ご希望のある任意の場所に接続しますので、ヒアリングの内容が第三者に開示されないことがないよう、情報セキュリティにご配慮をお願いします。ヒアリングに先立ち資料をお送りしますが、その内容についてご不明な点がある場合は、ヒアリングにて直接 JST 担当調査員とお話してください。

大学等施設へ直接訪問してのヒアリングを希望される場合は、JST 担当調査員までご確認ください。なお、大変恐縮ではございますが、状況によっては、訪問に代えてオンライン会議やメールベースでのヒアリングをお願いすることがあります。ご理解ご協力をいただけますようお願いいたします。

3. 知的財産審査委員会（以下、「委員会」という）への参加

オンラインでご参加ください。

※発明者と申請担当者の方が別の拠点から接続されたい場合や接続先変更のご希望等は、**事前に**JST事務局までメールにてご連絡ください。

当支援では、申請機関の皆様には、委員会での質疑応答等への参加を通じて知財基盤強化へ役立てていただきたいと考えております。

引き続き、大学等施設以外の拠点からの接続も対応してまいります。審議の内容が第三者に開示されないことがないよう、ご参加を頂く場所の情報セキュリティにご配慮をお願いします。また、発明者と申請担当者の方が別の拠点から接続されたい場合や接続先変更等のご希望につきましては、JST事務局（kenri-web@jst.go.jp）まで**事前に**ご連絡をお願いします。

4. 支援費の請求期限

COVID-19の影響による手続遅延により、請求期限の延長を希望される案件がある場合は、**事前に**JSTまでご相談ください。

※手続遅延となる案件番号及び理由を付して、**事前に**JST請求担当窓口までメールにてご連絡ください。

COVID-19の影響に伴う申請機関の皆様や国内・海外代理人等の事務所閉鎖、出勤制限等による手続遅延により、既定の請求期限に間に合わない案件がある場合は、当該案件（出願別整理番号）及び理由を付して、JST請求担当窓口（kenri-seikyuu@jst.go.jp）まで**事前に**ご相談ください。

5. 本件に関するお問い合わせ先

本件に関しご不明な点、ご懸念の点などございましたら、以下の問い合わせ先までお送りください。

国立研究開発法人科学技術振興機構

知的財産マネジメント推進部大学知財支援グループ 吉益、田口、常盤、堀内、香浦、三浦

Mail: kenri@jst.go.jp（全般的なお問い合わせ）

kenri-web@jst.go.jp（委員会参加（上記3.）に関するお問い合わせ）

kenri-seikyuu@jst.go.jp（請求（上記4.）に関するお問い合わせ）

TEL: 03-5214-8413（※緊急の場合のみ）